

選 び た い 秋 田 の こ れ か ら わ た し の 将 来

〈統一地方選挙投票日〉

秋田県議会議員選挙▶4月7日(日)

秋田市議会議員選挙▶4月21日(日)

投票時間…午前7時～午後8時(河辺・雄和地域は午後7時まで)

問い合わせ 秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(888)5786

*市議選の告示日は4月14日(日)です。

秋田市で投票できるかた

平成13年4月8日以前に生まれ、平成30年12月28日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた

*平成31年3月23日以降、市内で転居の届出をしたかたは、転居前の住所地の投票所での投票になります。

県議選

平成13年4月22日以前に生まれ、平成31年1月13日までに秋田市に住民登録をして、引き続き投票日まで市内に住んでいるかた

*平成31年4月6日以降、市内で転居の届出をしたかたは、転居前の住所地の投票所での投票になります。
*秋田市から転出したかたは、投票できません。

市議選

- ◆県議選の投票所入場券は、すでに郵送していただきますので、記載内容をご確認ください。市議選の投票所入場券は、後日、郵送でお届けします
- ◆投票所入場券を紛失しても、投票所で再発行できます。身分証明書をお持ちの上、受付でお話してください

投票日当日の都合が悪い時 期日前投票へどうぞ

期日前投票期間

県議選…4月6日(土)まで

市議選…4月15日(月)～20日(土)

期日前投票所

あらかじめ、入場券裏面の「宣誓書」に必要な事項を記入してお持ちください。



- ▼市役所1階市民ホール
午前8時30分～午後8時
- ▼西部市民サービスセンター3階
午前8時30分～午後6時
- ▼北部市民サービスセンター1階
午前8時30分～午後6時
- ▼河辺市民サービスセンター2階
午前8時30分～午後5時
- ▼雄和市民サービスセンター1階
午前8時30分～午後5時
- ▼岩見三内連絡所 大正寺連絡所
午前8時30分～午後5時
- ▼秋田駅西口ほぼろーど・イオンモール秋田2階
午前10時～午後8時
- ▼秋田大学手形キャンパス学生会館2階
(4月17日(水)のみ開設)
午前11時～午後5時

次のような場合は、 不在者投票ができます

- ◆入院中などの場合▶県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに、入院または入所中のかた
- ◆他の市町村での不在者投票▶仕事の都合などで他市町村に滞在しているかた
- *電子申請も利用できます。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆郵便などによる不在者投票▶身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障がいのあるかた、または介護保険の「要介護5」のかた

投票所の一部が変わります

- ◆南ヶ丘ニュータウンの住居表示に伴い、町名が「上北手崎字諏訪ノ沢」から「南ヶ丘一丁目～三丁目」へ変わったかたの投票所が、第31投票所「上北手大戸公民館」から第30投票所「上北手地区コミュニティセンター」へ変更になります
- ◆改修工事完了に伴い、第85投票所が「中央卸売市場」から「外旭川地区コミュニティセンター」へ変更になります

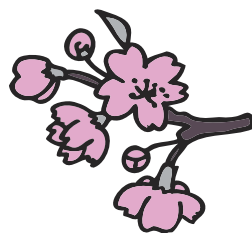


大切な事は
かみ頼み

選挙啓発ポスター

小・中学校の適正配置

地域協議が始まります

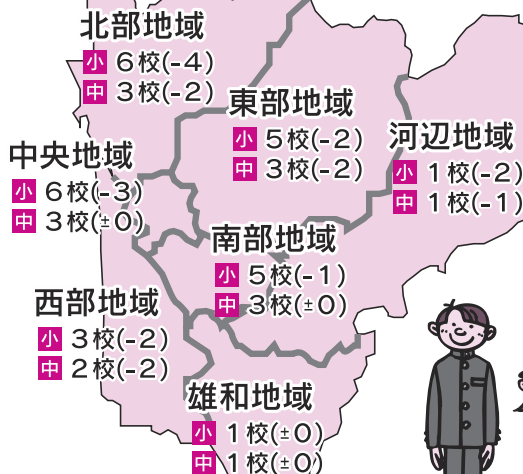


将来的に児童生徒の数が減少しても、子どもたちが自立と共生の力を育むことができる良好な教育環境を確保するため、全市民的な観点で、小・中学校のよりよいあり方(学校適正配置)の実現に向けた取り組みを進めています。

教育委員会では、「秋田市小・中学校適正配置基本方針」を策定し、市内7つの地域ブロックごとに、将来の学校数の上限(左記参照)を定めました。この基本方針に基づいて、今年度から、学校統合の方向性(組み合わせ)について、保護者や地域住民のみならずと協議を始めます。

将来の学校数

かつこ内は現在の学校数との比較



協議は3段階に分けて行います

地域協議は、7つの地域ブロックごとに行います。それぞれ学校や地域の状況を考慮して、十分な協議、検討を行う必要があることから、合意形成が図られるまで協議を行います。

第一段階 地域ブロック協議会

【役割】基本方針に示した学校数となるような統合の方向性を検討し、決定します
 【構成】地域代表、保護者代表、公募委員。人数は、地域ブロックの状況に応じて決定します

第二段階 学校統合検討委員会

【役割】地域ブロック協議会で定めた統合の方向性に基づき、当該校の関係者で統合の可否について検討を行います
 【構成】各学校の地域代表、保護者代表。1校あたり6〜10人程度とします

第三段階 学校統合準備委員会

【役割】学校統合の実施に向けて、学校行事やスクールバス運行の扱いなどの具体的な検討や作業を行います
 【構成】各学校の地域代表、保護者代表、学校代表。1校あたり8〜13人程度とします

◆お問い合わせ先 学校適正配置推進室 ☎(8888)5881-2
 * 広報ID番号「10111634」にも掲載しています。 広報ID番号「10111634」

* 「広報ID番号」は、秋田市ホームページ画面の上でのページ検索の際に入力してください。

「秋田市小・中学校適正配置基本方針」から

小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本的な考え方

- ① 未来を担う子どもたちの良好な教育環境の実現を最優先とする
- ② 将来を見据え、全市民的な観点の下で検討、協議を進める
- ③ 保護者や地域住民との十分な合意形成を図ることに努める

学校の適正規模

小学校Ⅱ全校で12学級〜18学級(1学年2〜3学級) 中学校Ⅱ全校で12学級〜18学級(1学年4〜6学級) :より望ましい学級数は18学級とする

〈12学級から18学級とする理由〉

小学校Ⅱ全学年でクラス替えが可能となることや、学習活動に応じて学級を超えた集団を編成できることから、1学年に2学級以上(12学級以上)あることが望ましいため

中学校Ⅱすべての授業で教科担任による学習指導を行うことや、研究主任、生徒指導主事などを単独配置できることから、1学年に4学級以上(12学級以上)あることが望ましいため

通学の条件

通学距離は、小学校が4km以内、中学校が6km以内を目安とし、いずれも交通手段を確保するなどして、通学時間はおおむね1時間以内とする

学校適正配置の実施方法

基本的に現在の学校の統合とし、統合後の学校は、原則として、既存の学校施設、用地を活用する

